

ID: 5002

担当部署: 都市整備課

処分の概要	障害物の伐除及び土地の試掘等の許可		
法令名 根拠条項	都市計画法 第26条第1項及び第3項		
法令番号	昭和43年法律第100号		
【基準】	<p>法第26条の規定による。</p> <p>(障害物の伐除及び土地の試掘等)</p> <p>第26条 前条第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う者は、その測量又は調査を行うに当たり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくは垣、柵等(以下「障害物」という。)を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれらに伴う障害物の伐除(以下「試掘等」という。)を行おうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都道府県知事(市の区域内にあつては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。)の許可を受けて当該土地に試掘等を行うことができる。この場合において、市町村長が許可を与えようとするときは障害物の所有者及び占有者に、都道府県知事等が許可を与えようとするときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p>2 前項の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行なおうとする者は、伐除しようとする日又は試掘等を行なおうとする日の3日前までに、その旨を当該障害物又は当該土地若しくは障害物の所有者及び占有者に通知しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定により障害物を伐除しようとする場合(土地の試掘又はボーリングに伴う障害物の伐除をしようとする場合を除く。)において、当該障害物の所有者及び占有者がその場所にいないためその同意を得ることが困難であり、かつ、その現状を著しく損傷しないときは、国土交通大臣、都道府県若しくは市町村又はその命じた者若しくは委任した者は、前2項の規定にかかわらず、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて、ただちに、当該障害物を伐除することができる。この場合においては、当該障害物を伐除した後、遅滞なく、その旨をその所有者及び占有者に通知しなければならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1801

担当部署: 都市整備課

処分の概要	田園住居地域内の農地の区域内の土地の形質の変更、建築物の建築その他工作物の建設又は土石その他の政令で定める物件の堆積を行う許可		
法令名 根拠条項	都市計画法 第52条第1項		
法令番号	昭和43年法律第100号		
【基準】	<p>法第52条の規定による。</p> <p>第52条 田園住居地域内の農地の区域内において、土地の形質の変更、建築物の建築その他工作物の建設又は土石その他の政令で定める物件の堆積を行おうとする者は、市町村長の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。</p> <p>(1) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの</p> <p>(2) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為</p> <p>(3) 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為</p> <p>2 市町村長は、次に掲げる行為について前項の許可の申請があつた場合においては、その許可をしなければならない。</p> <p>(1) 土地の形質の変更でその規模が農業の利便の増進及び良好な住居の環境の保護を図る上で支障がないものとして政令で定める規模未満のもの</p> <p>(2) 建築物の建築又は工作物の建設で次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 前項の許可を受けて土地の形質の変更が行われた土地の区域内において行う建築物の建築又は工作物の建設</p> <p>ロ 建築物又は工作物でその敷地の規模が農業の利便の増進及び良好な住居の環境の保護を図る上で支障がないものとして政令で定める規模未満のもの</p> <p>(3) 前項の政令で定める物件の堆積で当該堆積を行う土地の規模が農業の利便の増進及び良好な住居の環境の保護を図る上で支障がないものとして政令で定める規模未満のもの(堆積をした物件の飛散の防止の方法その他の事項に関し政令で定める要件に該当するものに限る。)</p> <p>3 国又は地方公共団体が行う行為については、第1項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、市町村長に協議しなければならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5011

担当部署: 都市整備課

処分の概要	市街地開発事業等予定区域に関する都市計画において定められた区域内の土地の形質の変更又は建築物の建築その他工作物の建設の許可		
法令名 根拠条項	都市計画法 第52条の2第1項		
法令番号	昭和43年法律第100号		
【基準】	<p>法第52条の2の規定による。 (建築等の制限)</p> <p>第52条の2 市街地開発事業等予定区域に関する都市計画において定められた区域内において、土地の形質の変更を行い、又は建築物の建築その他工作物の建設を行おうとする者は、都道府県知事等の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。</p> <p>(1) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの</p> <p>(2) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為</p> <p>(3) 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為</p> <p>2 国が行う行為については、当該国の機関と都道府県知事等との協議が成立することをもって、前項の規定による許可があつたものとみなす。</p> <p>3 第1項の規定は、市街地開発事業等予定区域に係る市街地開発事業又は都市施設に関する都市計画についての第20条第1項の規定による告示があつた後は、当該告示に係る土地の区域内においては、適用しない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5012

担当部署: 都市整備課

処分の概要	都市計画施設等の区域内における建築の許可
法令名 根拠条項	都市計画法 第53条第1項
法令番号	昭和43年法律第100号
<p>【基準】</p> <p>法第53条から第55条までの規定による。 (建築の許可)</p> <p>第53条 都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内において建築物の建築をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。</p> <p>(1) 政令で定める軽易な行為</p> <p>(2) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為</p> <p>(3) 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為</p> <p>(4) 第11条第3項後段の規定により離隔距離の最小限度及び載荷重の最大限度が定められている都市計画施設の区域内において行う行為であつて、当該離隔距離の最小限度及び載荷重の最大限度に適合するもの</p> <p>(5) 第12条の11に規定する道路(都市計画施設であるものに限る。)の区域のうち建築物等の敷地として併せて利用すべき区域内において行う行為であつて、当該道路を整備する上で著しい支障を及ぼすおそれがないものとして政令で定めるもの</p> <p>2 第52条の2第2項の規定は、前項の規定による許可について準用する。</p> <p>3 第1項の規定は、第65条第1項に規定する告示があつた後は、当該告示に係る土地の区域内においては、適用しない。 (許可の基準)</p> <p>第54条 都道府県知事等は、前条第1項の規定による許可の申請があつた場合において、当該申請が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可をしなければならない。</p> <p>(1) 当該建築が、都市計画施設又は市街地開発事業に関する都市計画のうち建築物について定めるものに適合するものであること。</p> <p>(2) 当該建築が、第11条第3項の規定により都市計画施設の区域について都市施設を整備する立体的な範囲が定められている場合において、当該立体的な範囲外において行われ、かつ、当該都市計画施設を整備する上で著しい支障を及ぼすおそれがないと認められること。ただし、当該立体的な範囲が道路である都市施設を整備するものとして空間について定められているときは、安全上、防火上及び衛生上支障がないものとして政令で定める場合に限る。</p> <p>(3) 当該建築物が次に掲げる要件に該当し、かつ、容易に移転し、又は除却することができるものであると認められること。</p> <p>イ 階数が2以下で、かつ、地階を有しないこと。</p> <p>ロ 主要構造部(建築基準法第2条第5号に定める主要構造部をいう。)が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。</p> <p>(許可の基準の特例等)</p> <p>第55条 都道府県知事等は、都市計画施設の区域内の土地でその指定したものの区域又は市街地開発事業(土地区画整理事業及び新都市基盤整備事業を除く。)の施行区域(次条及び第</p>	

57条において「事業予定地」という。)内において行われる建築物の建築については、前条の規定にかかわらず、第53条第1項の許可をしないことができる。ただし、次条第2項の規定により買い取らない旨の通知があつた土地における建築物の建築については、この限りでない。

- 2 都市計画事業を施行しようとする者その他政令で定める者は、都道府県知事等に対し、前項の規定による土地の指定をすべきこと又は次条第1項の規定による土地の買取りの申出及び第57条第2項本文の規定による届出の相手方として定めるべきことを申し出ることができる。
- 3 都道府県知事等は、前項の規定により土地の指定をすべきことを申し出た者を次条第1項の規定による土地の買取りの申出及び第57条第2項本文の規定による届出の相手方として定めることができる。
- 4 都道府県知事等は、第1項の規定による土地の指定をするとき、又は第2項の規定による申出に基づき、若しくは前項の規定により、次条第1項の規定による土地の買取りの申出及び第57条第2項本文の規定による届出の相手方を定めるときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5013

担当部署: 都市整備課

処分の概要	施行予定者が定められている都市計画施設の区域等内における土地の形質の変更又は建築物の建築その他工作物の建設の許可(第52条の2第1項の準用)		
法令名 根拠条項	都市計画法 第57条の3第1項		
法令番号	昭和43年法律第100号		
【基準】	<p>準用する法第52条の2の規定による。 (建築等の制限)</p> <p>第52条の2 市街地開発事業等予定区域に関する都市計画において定められた区域内において、土地の形質の変更を行い、又は建築物の建築その他工作物の建設を行おうとする者は、都道府県知事等の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。</p> <p>(1) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの (2) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為 (3) 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為</p> <p>2 国が行う行為については、当該国の機関と都道府県知事等との協議が成立することをもって、前項の規定による許可があつたものとみなす。</p> <p>3 第1項の規定は、市街地開発事業等予定区域に係る市街地開発事業又は都市施設に関する都市計画についての第20条第1項の規定による告示があつた後は、当該告示に係る土地の区域内においては、適用しない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5014

担当部署: 都市整備課

処分の概要	都市計画事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更等の許可		
法令名 根拠条項	都市計画法 第65条第1項		
法令番号	昭和43年法律第100号		
【基準】	<p>法第65条の規定による。 (建築等の制限)</p> <p>第65条 第62条第1項の規定による告示又は新たな事業地の編入に係る第63条第2項において準用する第62条第1項の規定による告示があつた後においては、当該事業地内において、都市計画事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物の建築その他工作物の建設を行い、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行おうとする者は、都道府県知事等の許可を受けなければならない。</p> <p>2 都道府県知事等は、前項の許可の申請があつた場合において、その許可を与えようとするときは、あらかじめ、施行者の意見を聴かななければならない。</p> <p>3 第52条の2第2項の規定は、第1項の規定による許可について準用する。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1818

担当部署: 都市整備課

処分の概要	都市計画協力団体の指定		
法令名 根拠条項	都市計画法 第75条の5第1項		
法令番号	昭和43年法律第100号		
【基準】			
<p>法第75条の5第1項及び第75条の6の規定による。 (都市計画協力団体の指定)</p> <p>第75条の5 市町村長は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、都市計画協力団体として指定することができる。</p> <p>2 市町村長は、前項の規定による指定をしたときは、当該都市計画協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。</p> <p>3 都市計画協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市町村長に届け出なければならない。</p> <p>4 市町村長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。</p> <p>(都市計画協力団体の業務)</p> <p>第75条の6 都市計画協力団体は、当該市町村の区域内において、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 当該市町村がする都市計画の決定又は変更に関し、住民の土地利用に関する意向その他の事情の把握、都市計画の案の内容となるべき事項の周知その他の協力を行うこと。</p> <p>(2) 土地所有者等に対し、土地利用の方法に関する提案、土地利用の方法に関する知識を有する者の派遣その他の土地の有効かつ適切な利用を図るために必要な援助を行うこと。</p> <p>(3) 都市計画に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。</p> <p>(4) 都市計画に関する調査研究を行うこと。</p> <p>(5) 都市計画に関する知識の普及及び啓発を行うこと。</p> <p>(6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 285

担当部署: 都市整備課

処分の概要	公園管理者以外の公園施設の設置管理の許可・変更の許可		
法令名 根拠条項	都市公園法 第5条第2項		
法令番号	昭和31年法律第79号		
【基準】	<p>法第5条第1項及び第2項の規定による。 (公園管理者以外の者の公園施設の設置等)</p> <p>第5条 第2条の3の規定により都市公園を管理する者(以下「公園管理者」という。)以外の者は、都市公園に公園施設を設け、又は公園施設を管理しようとするときは、条例(国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令)で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 公園管理者は、公園管理者以外の者が設ける公園施設が次の各号のいずれかに該当する場合に限り、前項の許可をすることができる。</p> <p>(1) 当該公園管理者が自ら設け、又は管理することが不適當又は困難であると認められるもの</p> <p>(2) 当該公園管理者以外の者が設け、又は管理することが当該都市公園の機能の増進に資すると認められるもの</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1795

担当部署: 都市整備課

処分の概要	設置等予定者の選定		
法令名 根拠条項	都市公園法 第5条の4第3項		
法令番号	昭和31年法律第79号		
【基準】	<p>法第5条の4の規定による。 (設置等予定者の選定)</p> <p>第5条の4 公園管理者は、前条第1項の規定により公募対象公園施設を設け、又は管理しようとする者から公募設置等計画が提出されたときは、当該公募設置等計画が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなければならない。</p> <p>(1) 当該公募設置等計画が公募設置等指針に照らし適切なものであること。 (2) 当該公募対象公園施設が第5条第2項各号のいずれかに該当するものであること。 (3) 当該公募設置等計画を提出した者が不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと。</p> <p>2 公園管理者は、前項の規定により審査した結果、公募設置等計画が同項各号に掲げる基準に適合していると認められるときは、第5条の2第2項第9号の評価の基準に従って、その適合していると認められた全ての公募設置等計画について評価を行うものとする。</p> <p>3 公園管理者は、前項の評価に従い、都市公園の機能を損なうことなくその利用者の利便の向上を図る上で最も適切であると認められる公募設置等計画を提出した者を設置等予定者として選定するものとする。</p> <p>4 公園管理者は、前項の規定により設置等予定者を選定しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かななければならない。</p> <p>5 公園管理者は、第3項の規定により設置等予定者を選定したときは、その者にその旨を通知しなければならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1796

担当部署: 都市整備課

処分の概要	公募設置等計画の認定		
法令名 根拠条項	都市公園法 第5条の5第1項		
法令番号	昭和31年法律第79号		
【基準】 法第5条の5の規定による。 (公募設置等計画の認定) 第5条の5 公園管理者は、前条第5項の規定により通知した設置等予定者が提出した公募設置等計画について、公募対象公園施設の場所を指定して、当該公募設置等計画が適当である旨の認定をするものとする。 2 公園管理者は、前項の認定をしたときは、当該認定をした日及び認定の有効期間並びに同項の規定により指定した公募対象公園施設の場所を公示しなければならない。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1797

担当部署: 都市整備課

処分の概要	公募設置等計画の変更の認定		
法令名 根拠条項	都市公園法 第5条の6第1項		
法令番号	昭和31年法律第79号		
【基準】	<p>法第5条の6の規定による。 (公募設置等計画の変更等)</p> <p>第5条の6 前条第1項の認定を受けた者(以下「認定計画提出者」という。)は、当該認定を受けた公募設置等計画を変更しようとする場合においては、公園管理者の認定を受けなければならない。</p> <p>2 公園管理者は、前項の変更の認定の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合すると認める場合に限り、その認定をするものとする。</p> <p>(1) 変更後の公募設置等計画が第5条の4第1項第1号及び第2号に掲げる基準を満たしていること。</p> <p>(2) 当該公募設置等計画の変更をすることについて、都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与するものであると見込まれること又はやむを得ない事情があること。</p> <p>3 前条第2項の規定は、第1項の変更の認定をした場合について準用する。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1798

担当部署: 都市整備課

処分の概要	地位の承継の承認		
法令名 根拠条項	都市公園法 第5条の8		
法令番号	昭和31年法律第79号		
<p>【基準】</p> <p>法第5条の8の規定による。 (地位の承継)</p> <p>第5条の8 次に掲げる者は、公園管理者の承認を受けて、認定計画提出者が有していた計画の認定に基づく地位を承継することができる。</p> <p>(1) 認定計画提出者の一般承継人</p> <p>(2) 認定計画提出者から、認定公募設置等計画に基づき設置又は管理が行われる公募対象公園施設の所有権その他当該公募対象公園施設の設置又は管理に必要な権原を取得した者</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 286

担当部署: 都市整備課

処分の概要	都市公園の占用許可・変更の許可
法令名 根拠条項	都市公園法 第6条第1項及び第3項
法令番号	昭和31年法律第79号
<p>【基準】</p> <p>法第6条及び第7条の規定による。 (都市公園の占用の許可)</p> <p>第6条 都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、占用の目的、占用の期間、占用の場所、工作物その他の物件又は施設の構造その他条例(国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令)で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出しなければならない。</p> <p>3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。ただし、その変更が、条例(国の設置に係る都市公園にあつては、政令)で定める軽易なものであるときは、この限りでない。</p> <p>4 第1項の規定による都市公園の占用の期間は、10年をこえない範囲内において政令で定める期間をこえることができない。これを更新するときの期間についても、同様とする。</p> <p>第7条 公園管理者は、前条第1項又は第3項の許可の申請に係る工作物その他の物件又は施設が次の各号に掲げるものに該当し、都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められるものであつて、政令で定める技術的基準に適合する場合に限り、前条第1項又は第3項の許可を与えることができる。</p> <p>(1) 電柱、電線、変圧塔その他これらに類するもの</p> <p>(2) 水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの</p> <p>(3) 通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの</p> <p>(4) 郵便差出箱、信書便差出箱又は公衆電話所</p> <p>(5) 非常災害に際し災害にかかつた者を収容するため設けられる仮設工作物</p> <p>(6) 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、政令で定める工作物その他の物件又は施設</p> <p>2 公園管理者は、前条第1項又は第3項の許可の申請に係る施設が保育所その他の社会福祉施設で政令で定めるもの(通所のみにより利用されるものに限る。)に該当し、都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、合理的な土地利用の促進を図るため特に必要であると認められるものであつて、政令で定める技術的基準に適合する場合については、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第3項の許可を与えることができる。</p>	
標準処理期間	30日
備考	

設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 288

担当部署: 都市整備課

処分の概要	公園予定地における公園管理者以外の公園施設の設置管理の許可・変更の許可 (第5条の準用)		
法令名 根拠条項	都市公園法 第33条第4項		
法令番号	昭和31年法律第79号		
<p>【基準】</p> <p>準用する法第5条第1項及び第2項の規定による。 (公園管理者以外の者の公園施設の設置等)</p> <p>第5条 第2条の3の規定により都市公園を管理する者(以下「公園管理者」という。)以外の者は、都市公園に公園施設を設け、又は公園施設を管理しようとするときは、条例(国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令)で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 公園管理者は、公園管理者以外の者が設ける公園施設が次の各号のいずれかに該当する場合に限り、前項の許可をすることができる。</p> <p>(1) 当該公園管理者が自ら設け、又は管理することが不適當又は困難であると認められるもの</p> <p>(2) 当該公園管理者以外の者が設け、又は管理することが当該都市公園の機能の増進に資すると認められるもの</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 289

担当部署: 都市整備課

処分の概要	公園予定地の占用許可・変更の許可(第6条の準用)
法令名 根拠条項	都市公園法 第33条第4項
法令番号	昭和31年法律第79号
<p>【基準】</p> <p>準用する法第6条及び第7条の規定による。</p> <p>(都市公園の占用の許可)</p> <p>第6条 都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、占用の目的、占用の期間、占用の場所、工作物その他の物件又は施設の構造その他条例(国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令)で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出しなければならない。</p> <p>3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。ただし、その変更が、条例(国の設置に係る都市公園にあつては、政令)で定める軽易なものであるときは、この限りでない。</p> <p>4 第1項の規定による都市公園の占用の期間は、10年をこえない範囲内において政令で定める期間をこえることができない。これを更新するときの期間についても、同様とする。</p> <p>第7条 公園管理者は、前条第1項又は第3項の許可の申請に係る工作物その他の物件又は施設が次の各号に掲げるものに該当し、都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められるものであつて、政令で定める技術的基準に適合する場合に限り、前条第1項又は第3項の許可を与えることができる。</p> <p>(1) 電柱、電線、変圧塔その他これらに類するもの</p> <p>(2) 水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの</p> <p>(3) 通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの</p> <p>(4) 郵便差出箱、信書便差出箱又は公衆電話所</p> <p>(5) 非常災害に際し災害にかかつた者を収容するため設けられる仮設工作物</p> <p>(6) 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、政令で定める工作物その他の物件又は施設</p> <p>2 公園管理者は、前条第1項又は第3項の許可の申請に係る施設が保育所その他の社会福祉施設で政令で定めるもの(通所のみにより利用されるものに限る。)に該当し、都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、合理的な土地利用の促進を図るため特に必要であると認められるものであつて、政令で定める技術的基準に適合する場合については、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第3項の許可を与えることができる。</p>	
標準処理期間	30日
備考	

設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5102

担当部署: 都市整備課

処分の概要	被災市街地復興推進地域内の土地の形質の変更又は建築物の新築等の許可
法令名称 根拠条項	被災市街地復興特別措置法 第7条第1項
法令番号	平成7年法律第14号
<p>【基準】</p> <p>法第7条の規定による。 (建築行為等の制限等)</p> <p>第7条 被災市街地復興推進地域内において、第5条第2項の規定により当該被災市街地復興推進地域に関する都市計画に定められた日までに、土地の形質の変更又は建築物の新築、改築若しくは増築をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事(市の区域内にあっては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。)の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。</p> <p>(1) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの</p> <p>(2) 非常災害(第5条第1項第1号の災害を含む。)のため必要な応急措置として行う行為</p> <p>(3) 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為</p> <p>2 都道府県知事等は、次に掲げる行為について前項の規定による許可の申請があった場合においては、その許可をしなければならない。</p> <p>(1) 土地の形質の変更で次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 被災市街地復興推進地域に関する都市計画に適合する0・5ヘクタール以上の規模の土地の形質の変更で、当該被災市街地復興推進地域の他の部分についての市街地開発事業の施行その他市街地の整備改善のため必要な措置の実施を困難にしないもの</p> <p>ロ 次号ロに規定する建築物又は自己の業務の用に供する工作物(建築物を除く。)の新築、改築又は増築の用に供する目的で行う土地の形質の変更で、その規模が政令で定める規模未満のもの</p> <p>ハ 次条第4項の規定により買い取らない旨の通知があった土地における同条第3項第2号に該当する土地の形質の変更</p> <p>(2) 建築物の新築、改築又は増築で次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 前項の許可(前号ハに掲げる行為についての許可を除く。)を受けて土地の形質の変更が行われた土地の区域内において行う建築物の新築、改築又は増築</p> <p>ロ 自己の居住の用に供する住宅又は自己の業務の用に供する建築物(住宅を除く。)で次に掲げる要件に該当するものの新築、改築又は増築</p> <p>(1) 階数が2以下で、かつ、地階を有しないこと。</p> <p>(2) 主要構造部(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第5号に規定する主要構造部をいう。)が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。</p> <p>(3) 容易に移転し、又は除却することができること。</p> <p>(4) 敷地の規模が政令で定める規模未満であること。</p> <p>ハ 次条第4項の規定により買い取らない旨の通知があった土地における同条第3項第1号に該当する建築物の新築、改築又は増築</p> <p>3 第1項の規定は、次の各号に掲げる告示、公告等があった日後は、それぞれ当該各号に定める区域又は地区内においては、適用しない。</p>	

- (1) 都市計画法第4条第5項に規定する都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画についての同法第20条第1項(同法第21条第2項において準用する場合を含む。)の規定による告示(以下この号から第5号までにおいて単に「告示」という。) 当該告示に係る都市施設の区域又は市街地開発事業の施行区域
- (2) 都市計画法第12条の4第1項第1号に掲げる地区計画に関する都市計画についての告示 当該告示に係る地区計画の区域のうち、同法第12条の5第2項第1号に掲げる地区整備計画が定められた区域
- (3) 都市計画法第12条の4第1項第4号に掲げる沿道地区計画に関する都市計画についての告示 当該告示に係る沿道地区計画の区域のうち、幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和55年法律第34号)第9条第2項第1号に掲げる沿道地区整備計画が定められた区域
- (4) 土地区画整理法第76条第1項第1号から第3号までに掲げる公告 当該公告に係る同法第2条第4項に規定する施行地区
- (5) 都市再開発法第60条第2項第1号に掲げる公告 当該公告に係る同法第2条第3号に規定する施行地区
- (6) 市街地開発事業に準ずる事業として国土交通省令で定めるものの実施に必要なとされる認可その他の処分についての公告、告示等で国土交通省令で定めるもの 当該公告、告示等に係る区域
- 4 第1項の許可には、緊急かつ健全な復興を図るための市街地の整備改善を推進するために必要な条件を付けることができる。この場合において、その条件は、当該許可を受けた者に不当な義務を課するものであってはならない。
- 5 都道府県知事等は、第1項の規定に違反した者又は前項の規定により付けた条件に違反した者があるときは、これらの者又はこれらの者から当該土地若しくは建築物その他の工作物についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、緊急かつ健全な復興を図るための市街地の整備改善を推進するために必要な限度において、当該土地の原状回復又は当該建築物その他の工作物の移転若しくは除却を命ずることができる。
- 6 前項の規定により土地の原状回復又は建築物その他の工作物の移転若しくは除却を命じようとする場合において、過失がなくてその原状回復又は移転若しくは除却を命ずべき者を確知することができないときは、都道府県知事等は、それらの者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、これを原状回復し、又は移転し、若しくは除却すべき旨及びその期限までに原状回復し、又は移転し、若しくは除却しないときは、都道府県知事等又はその命じた者若しくは委任した者が、原状回復し、又は移転し、若しくは除却する旨を公告しなければならない。
- 7 前項の規定により土地を原状回復し、又は建築物その他の工作物を移転し、若しくは除却しようとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1673

担当部署: 都市整備課

処分の概要	特定入居者の賃貸の承認		
法令名 根拠条項	建築物の耐震改修の促進に関する法律 第28条第1項		
法令番号	平成7年法律第123号		
【基準】	<p>法第28条の規定による。</p> <p>(特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例)</p> <p>第28条 第5条第3項第4号の規定により都道府県耐震改修促進計画に特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項を記載した都道府県の区域内において、特定優良賃貸住宅法第5条第1項に規定する認定事業者は、特定優良賃貸住宅の全部又は一部について特定優良賃貸住宅法第3条第4号に規定する資格を有する入居者を国土交通省令で定める期間以上確保することができないときは、特定優良賃貸住宅法の規定にかかわらず、都道府県知事(市の区域内にあっては、当該市の長。第3項において同じ。)の承認を受けて、その全部又は一部を特定入居者に賃貸することができる。</p> <p>2 前項の規定により特定優良賃貸住宅の全部又は一部を賃貸する場合には、当該賃貸借を、借地借家法(平成3年法律第90号)第38条第1項の規定による建物の賃貸借(国土交通省令で定める期間を上回らない期間を定めたものに限る。)としなければならない。</p> <p>3 特定優良賃貸住宅法第5条第1項に規定する認定事業者が第1項の規定による都道府県知事の承認を受けた場合における特定優良賃貸住宅法第11条第1項の規定の適用については、同項中「処分」とあるのは、「処分又は建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第28条第2項の規定」とする。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5109

担当部署: 都市整備課

処分の概要	供給計画の認定
法令名 根拠条項	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律 第2条第1項
法令番号	平成5年法律第52号
<p>【基準】</p> <p>法第2条及び第3条の規定による。 (供給計画の認定)</p> <p>第2条 賃貸住宅の建設及び管理をしようとする者(地方公共団体を除く。)は、国土交通省令で定めるところにより、当該賃貸住宅の建設及び管理に関する計画(以下「供給計画」という。)を作成し、都道府県知事(市の区域内にあっては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。)の認定を申請することができる。</p> <p>2 供給計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 賃貸住宅の位置 (2) 賃貸住宅の戸数 (3) 賃貸住宅の規模、構造及び設備 (4) 賃貸住宅の建設の事業に関する資金計画 (5) 賃貸住宅の入居者の資格に関する事項 (6) 賃貸住宅の家賃その他賃貸の条件に関する事項 (7) 賃貸住宅の管理の方法及び期間 (8) その他国土交通省令で定める事項 <p>(認定の基準)</p> <p>第3条 都道府県知事等は、前条第1項の認定(以下「計画の認定」という。)の申請があった場合において、当該申請に係る供給計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、計画の認定をすることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 賃貸住宅の戸数が国土交通省令で定める戸数以上であること。 (2) 賃貸住宅の規模、構造及び設備が当該賃貸住宅の入居者の世帯構成等を勘案して国土交通省令で定める基準に適合するものであること。 (3) 賃貸住宅の建設の事業に関する資金計画が当該事業を確実に遂行するため適切なものであること。 (4) 賃貸住宅の入居者の資格を、次のイ又はロのいずれかに該当する者であることとしているものであること。 <ul style="list-style-type: none"> イ 所得が中位にある者でその所得が国土交通省令で定める基準に該当するものであって、自ら居住するため住宅を必要とするもののうち、現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があるもの ロ イに掲げる者のほか、居住の安定を図る必要がある者として国土交通省令で定めるもの (5) 賃貸住宅の家賃の額が近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しないよう定められるものであること。 (6) 賃貸住宅の入居者の選定方法その他の賃貸の条件が国土交通省令で定める基準に従い適正に定められるものであること。 	

- (7) 賃貸住宅の管理の方法が国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
- (8) 賃貸住宅の管理の期間が住宅事情の実態を勘案して国土交通省令で定める期間以上であること。

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5110

担当部署: 都市整備課

処分の概要	供給計画の変更の認定
法令名称 根拠条項	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律 第5条第1項
法令番号	平成5年法律第52号
<p>【基準】</p> <p>法第3条及び第5条の規定による。</p> <p>(認定の基準)</p> <p>第3条 都道府県知事等は、前条第1項の認定(以下「計画の認定」という。)の申請があった場合において、当該申請に係る供給計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、計画の認定をすることができる。</p> <p>(1) 賃貸住宅の戸数が国土交通省令で定める戸数以上であること。</p> <p>(2) 賃貸住宅の規模、構造及び設備が当該賃貸住宅の入居者の世帯構成等を勘案して国土交通省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>(3) 賃貸住宅の建設の事業に関する資金計画が当該事業を確実に遂行するため適切なものであること。</p> <p>(4) 賃貸住宅の入居者の資格を、次のイ又はロのいずれかに該当する者であることとしているものであること。</p> <p>イ 所得が中位にある者でその所得が国土交通省令で定める基準に該当するものであって、自ら居住するため住宅を必要とするもののうち、現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があるもの</p> <p>ロ イに掲げる者のほか、居住の安定を図る必要がある者として国土交通省令で定めるもの</p> <p>(5) 賃貸住宅の家賃の額が近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しないよう定められるものであること。</p> <p>(6) 賃貸住宅の入居者の選定方法その他の賃貸の条件が国土交通省令で定める基準に従い適正に定められるものであること。</p> <p>(7) 賃貸住宅の管理の方法が国土交通省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>(8) 賃貸住宅の管理の期間が住宅事情の実態を勘案して国土交通省令で定める期間以上であること。</p> <p>(供給計画の変更)</p> <p>第5条 計画の認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)は、当該計画の認定を受けた供給計画(以下「認定計画」という。)の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、都道府県知事等の認定を受けなければならない。</p> <p>2 前2条の規定は、前項の場合について準用する。</p>	
標準処理期間	30日
備考	

設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5111

担当部署: 都市整備課

処分の概要	特定優良賃貸住宅に係る地位の承継の承認		
法令名 根拠条項	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律 第9条		
法令番号	平成5年法律第52号		
【基準】 法第9条の規定による。 (地位の承継) 第9条 認定事業者の一般承継人又は認定事業者から特定優良賃貸住宅の敷地の所有権その他当該特定優良賃貸住宅の建設及び管理に必要な権原を取得した者は、都道府県知事等の承認を受けて、当該認定事業者が有していた計画の認定に基づく地位を承継することができる。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 275

担当部署: 都市整備課

処分の概要	特定優良賃貸住宅の建設に要する費用の補助		
法令名 根拠条項	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律 第12条		
法令番号	平成5年法律第52号		
【基準】			
<p>法第12条の規定による。 (建設に要する費用の補助)</p> <p>第12条 地方公共団体は、認定事業者に対して、特定優良賃貸住宅の建設に要する費用の一部を補助することができる。</p> <p>2 国は、地方公共団体が前項の規定により補助金を交付する場合には、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その費用の一部を補助することができる。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 276

担当部署: 都市整備課

処分の概要	家賃の減額に要する費用の補助		
法令名 根拠条項	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律 第15条		
法令番号	平成5年法律第52号		
<p>【基準】</p> <p>法第15条の規定による。 (家賃の減額に要する費用の補助)</p> <p>第15条 地方公共団体は、認定事業者が、認定管理期間において、入居者の居住の安定を図るため特定優良賃貸住宅の家賃を減額する場合には、当該認定事業者に対し、その減額に要する費用の一部を補助することができる。</p> <p>2 国は、地方公共団体が前項の規定により補助金を交付する場合には、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その費用の一部を補助することができる。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1601

担当部署: 都市整備課

処分の概要	特定優良賃貸住宅の入居者資格の特例承認		
法令名 根拠条項	地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法 第13条第1項		
法令番号	平成17年法律第79号		
【基準】	<p>法第13条の規定による。</p> <p>(特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例)</p> <p>第13条 第6条第7項の規定により地域住宅計画に配慮入居者及び特定優良賃貸住宅の当該配慮入居者に対する賃貸に関する事項を記載した地方公共団体の区域内において、特定優良賃貸住宅法第5条第1項に規定する認定事業者(第3項において「認定事業者」という。)は、特定優良賃貸住宅の全部又は一部について特定優良賃貸住宅法第3条第4号に規定する資格を有する入居者を国土交通省令で定める期間以上確保することができないときは、特定優良賃貸住宅法の規定にかかわらず、都道府県知事(市の区域内にあっては、当該市の長。以下同じ。)の承認を受けて、その全部又は一部を当該地域住宅計画に記載された配慮入居者に賃貸することができる。</p> <p>2 前項の規定により特定優良賃貸住宅の全部又は一部を賃貸する場合には、当該賃貸借を、借地借家法(平成3年法律第90号)第38条第1項の規定による建物の賃貸借(国土交通省令で定める期間を上回らない期間を定めたものに限る。)としなければならない。</p> <p>3 認定事業者が第1項の規定による都道府県知事の承認を受けた場合における特定優良賃貸住宅法第11条第1項の規定の適用については、同項中「処分」とあるのは、「処分又は地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法(平成17年法律第79号)第13条第2項の規定」とする。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3001

担当部署: 都市整備課

処分の概要	建築行為等の許可(独立行政法人都市再生機構及び地方住宅供給公社が施行する土地区画整理事業に係るものに限る。)		
法令名 根拠条項	土地区画整理法 第76条第1項		
法令番号	昭和29年法律第119号		
【基準】	<p>法第76条第1項の規定による。 (建築行為等の制限)</p> <p>第76条 次に掲げる公告があつた日後、第103条第4項の公告がある日までは、施行地区内において、土地区画整理事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築を行い、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行おうとする者は、国土交通大臣が施行する土地区画整理事業にあつては国土交通大臣の、その他の者が施行する土地区画整理事業にあつては都道府県知事(市の区域内において個人施行者、組合若しくは区画整理会社が施行し、又は市が第3条第4項の規定により施行する土地区画整理事業にあつては、当該市の長。以下この条において「都道府県知事等」という。)の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 個人施行者が施行する土地区画整理事業にあつては、その施行についての認可の公告又は施行地区の変更を含む事業計画の変更(以下この項において「事業計画の変更」という。)についての認可の公告</p> <p>(2) 組合が施行する土地区画整理事業にあつては、第21条第3項の公告又は事業計画の変更についての認可の公告</p> <p>(3) 区画整理会社が施行する土地区画整理事業にあつては、その施行についての認可の公告又は事業計画の変更についての認可の公告</p> <p>(4) 市町村、都道府県又は国土交通大臣が第3条第4項又は第5項の規定により施行する土地区画整理事業にあつては、事業計画の決定の公告又は事業計画の変更の公告</p> <p>(5) 機構等が第3条の2又は第3条の3の規定により施行する土地区画整理事業にあつては、施行規程及び事業計画の認可の公告又は事業計画の変更の認可の公告</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3003

担当部署: 都市整備課

処分の概要	優良住宅の認定		
法令名 根拠条項	租税特別措置法 第28条の4第3項第6号、第31条の2第2項第15号ニ、第62条の3第4項第15号ニ及び第63条第3項第6号		
法令番号	昭和32年法律第26号		
【基準】 法第28条の4第3項第6号、第31条の2第2項第15号ニ、第62条の3第4項第15号ニ、第63条第3項第6号の規定による。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年 月 日